

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」における
圧縮記帳等の適用について

令和3年1月27日

全国中小企業団体中央会

令和元年度補正・令和二年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」は、全国中小企業団体中央会から補助対象者に交付されるものであり、直接的には国から補助対象者に補助金が交付されるものではないため、圧縮記帳等の適用可否について、国税庁に確認を行っておりました。

その結果、今般、本補助金については、所得税法第42条又は法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当すると判断し、本補助金のうち固定資産の取得に充てるための補助金については、圧縮記帳等の適用が認められる旨の回答を受領いたしましたので、ご案内申し上げます。

※本補助金のうち、技術導入費、専門家経費等の固定資産の取得以外に充てられた部分の金額については、所得税法第42条又は法人税法第42条の規定の対象外のため、圧縮記帳等の適用は認められませんので、ご注意願います。

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」
における圧縮記帳等の適用について

令和5年3月31日

全国中小企業団体中央会

令和3年度補正・令和4年度2次補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」は、全国中小企業団体中央会から補助対象者に交付されるものであり、直接的には国から補助対象者に補助金が交付されるものではありませんが、所得税法第42条又は法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当し、他の要件も満たす場合には圧縮記帳等の適用が認められます。

※ 本補助金のうち、技術導入費、専門家経費等の「経費を補填するための補助金」については、所得税法第42条又は法人税法第42条の規定の対象外のため、圧縮記帳等の適用は認められませんので、圧縮記帳等の適用にあたっては、税理士等の専門家にもご相談していただきつつ、適切な経理処理の上、ご活用願います。